

議案第12号

加西市立社会教育集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

加西市立社会教育集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西村 和平

加西市立社会教育集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

加西市立社会教育集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年加西市条例第 2 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

昭和 55 年に国庫補助事業を活用し、地域住民の利用に供するため北条町黒駒に設置した加西市立社会教育集会所について、加西市名義のまま地元自治会が指定管理者となり管理、運営しているが、地元自治会との協議、要望を受け、地元自治会施設とするため、条例を廃止するもの。